

建設工事における工事情報共有システムの運用開始について

令和6年3月
岩国市契約監理課

岩国市が発注する建設工事について、受発注者および発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における業務の効率化や書類の簡素化を通じた生産性向上を目的として、工事情報共有システムの運用を開始することとしましたので、以下のとおりお知らせします。

1 対象工事

岩国市が発注する建設工事のうち、工事受注者からの申し出があった工事とする。

なお、作業環境に鑑み、システムの利用が困難と認められる場合は、対象としないものとする。

2 システム

使用するシステムは、ASP方式で提供される工事情報共有システムのうち、次の条件を満足するシステムを工事受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。

なお、システム利用に係る費用（登録料および使用料）は、共通仮設費率分に含まれる。

- (1) 土木系工事の場合は、国土交通省が定めた情報共有システム提供者機能要件 Rev4.0 に対応するものとする。
- (2) 営繕系工事の場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版営繕工事編」を満たしていること。
- (3) システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。

3 運用基準等

「岩国市工事情報共有システム運用ガイドライン」による。

4 適用日

令和6年4月1日以降適用する。